

令和4年7月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月25日(月) 午後2時00分～午後3時30分

2. 開催場所 三芳町役場 301会議室

3. 出席委員 13人

会長	鈴木 浩
会長職務代理	島田 正
委員	松本 薫
	抜井 俊
	武田 直章
	瀬島 吉明
	塩野 智恵
	山田 剛
	古寺 貞雄
	早川 忠男
	長谷川 清行
	松本 英雄
	鈴木 浩之

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第67号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件

議案第68号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

議案第69号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

議案第70号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件

報告第60号 農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)

報告第61号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)

報告第62号 2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)

報告第63号 農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件(報告)

報告第64号 農用地利用配分計画の認可の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局次長 小林 豊明

主 幹 江田 直也 主事 清水 大輝 主事補 館内 敢

6. 会議の概要

会長

それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。

本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員には、抜井俊委員、武田直章委員を選任します。

本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

議案第67号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件、別紙のとおり

議案第68号、1、農地法第4条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり

議案第69号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり

議案第70号、1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件、別紙のとおり

報告第60号、1、農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)、別紙のとおり

報告第61号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)、別紙のとおり

報告第62号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)、別紙のとおり

報告第63号、1、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件(報告)、別紙のとおり

報告第64号、1、農用地利用配分計画の認可の件(報告)、別紙のとおり

令和4年7月 25 日提出

三芳町農業委員会

会長 鈴木 浩
以上でございます。

会長 議案第67号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。
1ページをご覧ください。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の2筆となります。
所在につきましては、2ページから4ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から1, 608㎡、2, 345㎡で、計3, 953㎡であり、権利が賃借権の設定
です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和4年8月1日から令和6年7月31日までの2年間となります。
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、トラクター3台、トラック1台などを所有しており、農業を営む環境にあると
判断します。労働力は申請者含め3名となっています。
主たる経営作物は、飼料作物となります。
農作業従事日数については、申請者は360日で他に2名が満たしています。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

1 番委員 先日地元委員3人で現地を見てきました。継続の案件ということで、ご存じとは思
いますが〇〇〇〇さんは酪農をやられていて、その飼料ということで牧草を栽培
しています。しっかりと管理されていますので問題は無いと思います。ご審議のほ
どよろしくをお願いします。

会長 何か意見ございませんか。
異議なしの声のでましたので、決定とします。
議案第67号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。

1ページをご覧ください。
番号2につきましては、
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の2筆となります。
所在につきましては、5ページから6ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、〇〇〇〇が農振農用地で〇〇〇〇が農
振地域となります。
面積は上から1,493㎡、1,723㎡で、計3,216㎡であり、権利が賃借権の設定
です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和4年8月1日から令和5年3月31日までの8か月間となります。
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、耕耘機1台、トラクター2台、トラック3台などを所有しており、農業を営む
環境にあると判断します。
労働力は申請者含め6名となっています。主たる経営作物は、ほうれん草、とうも
ろこしとなります。
農作業従事日数については、申請者は200日で他に5名が満たしています。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

8番委員 先日現地を見に行ったら、農業をするには何ら問題ないと思われまのでご
審議のほどよろしく願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、決定とします。
議案第67号番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。
1ページをご覧ください。
番号3につきましては、
所在が〇〇〇〇の1筆となります。
所在につきましては、7ページから8ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は3,918㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和4年8月1日から令和9年7月31日までの5年間となります。
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、耕耘機4台、トラクター3台、トラック3台などを所有しており、農業を営む
環境にあると判断します。
労働力は申請者含め4名となっています。主たる経営作物は、キャベツ、ブロッコ
リーとなります。
農作業従事日数については、申請者は300日で他に3名が満たしております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 先日現地を確認して、本人にもお会いしてお話を聞いてきました。〇〇〇〇さん
はご家族と一緒に一生懸命スーパーの直売所を中心に農業を営んでいます。主
な作物はトマト、キュウリ、なすです。該当農地につきましては、いつもキャベツ、
ブロッコリーなどを作付けしており、秋に向けてまた同じような作付けをしたいと
いうお話でした。今も耕耘されており、問題ないと思います。ご審議のほどよろし
くお願いします。

会長 何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、決定とします。
議案第68号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。
9ページをご覧ください。
議案第68号は、農地法第4条の規定による農地転用許可申請の件となっております。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇
の1筆となっております。
所在につきましては、10ページ、11ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振地域となっております。
面積が85㎡となっております。
申請人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

となっております。

申請事由は農業用通路となります。

詳しい土地の選定理由ですが、今回の申請地の近くに農機具及び肥料を置けるスペースがありましたが、道路に接道していないために、当該申請地を農業用通路として使用したく申請したとのこと。なお、肥料を運ぶ 2 トン車が通行できるよう道路幅3mを確保するとのこと。

詳しい土地利用計画図につきましては、12ページをご覧ください。

続きまして、13ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。

こちら立地基準としては、2管2施設という基準があり、これを満たすため、第3種農地と判断しております。

「2管2施設」の「2管」とは水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が入っていることを指しており、その2種類以上が埋設された道路の沿道の区域にあることが条件となります。また、「2施設」とは、教育施設や医療施設等の公共施設又は公益的施設が周囲 500m以内に存在していることが条件となっております。

今回は水道管、下水道管の2管、そして北東方向に○○○○○○○○、○○○○○○○○の2施設がございます。この基準を満たしているため第3種農地と判断しております。

なお、第3種農地の転用は原則許可となっております。

つづいて、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用についてや、申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、資料を添付させて支障がないと考えております。

次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員

先日お話を聞いてきました。今回の申請事由は農業用通路となっておりますが、農業用資材置場までの道として農業用通路が必要とのこと。○○○○さんのお宅は○○○○の1番低い土地にあり大雨などが降ると水が入ってきてしまいます。肥料や機械が水に濡れてしまうため、12ページの土地利用計画図にありますように、こちらの農業用資材置場を活用したいとのこと。それに伴い、農業用通路の方をしっかりと確保したいとのこと。必要なものと思われそうですが、ご審議の程お願いします。

会長	何か意見ございますか。
2番委員	申請事由には農業用通路とありますが、地目の変更のみではだめなのでしょうか。
事務局	地目の変更ということもあるのですが、砂利敷きで舗装をして農道とするということで、転用が出ています。
2番委員	12ページの土地利用計画図について、農業用資材置場と農業用通路の境目にブロックなどを置かなくていいんですか。
事務局	必ずしもブロックを敷いていないといけない、区切らないといけないという訳ではないです。
2番委員	最終的には地目変更登記済みかどうか確認するのか。
事務局	年に1回、固定資産課税台帳と農地台帳の情報を突合しているのので、そこで地目変更の確認を行います。
2番委員	分かりました。
会長	他に何か意見ございませんか。 異議なしの声のでましたので、許可相当とします。 議案第69号番号1について、事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。 14ページをご覧ください。 議案第69号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請になります。 番号1につきましては、 権利が賃借権の設定となっております。 所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。 所在につきましては、 15ページ、16ページの案内図、公図の写しをご覧ください。 登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振地域となっております。 面積が220㎡となっております。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由が、駐車場となっております。

詳しい土地の選定理由ですが、現在従業員用駐車場は、自家用車通勤希望者 19 人のうち 13 人分確保しておりますが、6 人から要望があり、6 人分拡張したく申請するとのこと。

詳しい土地利用計画図につきましては、17ページから 18 ページをご覧ください。続きまして、19ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。

こちら立地基準としては、2管2施設という基準があり、これを満たすため、第3種農地と判断しております。

今回は水道管、下水道管の2管、そして北方向に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、東方向に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の2施設がございます。この基準を満たしているため第3種農地と判断しております。

なお、第3種農地の転用は原則許可となっております。

つづいて、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用についてや、申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、資料を添付させて支障がないと考えております。

次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

1 番委員

先日地元委員3名で現地を確認してきました。皆さんご存じの通り〇〇〇〇さんは地元の企業ということもあり非常に優秀な企業になります。今、事務局から説明があった通り申請地周辺においては駐車場が少ないということもあり、今回6台分の駐車場を拡張したいということです。申請地においては今まで植木等が植わっていたが、現在整地しており問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

会長

何か意見ございませんか。

異議なしの声のでましたので、許可相当とします。

議案第69号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。

14ページをご覧ください。

番号2につきましては、

権利が使用貸借権の設定となっております。

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計2筆となっております。

所在につきましては、20ページ、21ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振地域となっております。

面積が上から200㎡、11㎡の計211㎡となっております。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、

〇〇〇〇・〇〇〇〇

申請事由が、住宅敷地(分家)となっております。

詳しい土地の選定理由ですが、現在の住まいは、部屋数も少なく、子供部屋を持たせることができません。今後の子どもの成長を考え、新しいマイホームを持ちたいとの考えにいたり、両親に相談したところ、母親の市街化調整区域にある農地を選定したとのことです。また両親の世話を見るのに一番適しているとの結論にいたり今回申請したとのことです。詳しい土地利用計画図につきましては、22ページをご覧ください。

続きまして、23ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。

こちら立地基準としては、2管2施設という基準があり、これを満たすため、第3種農地と判断しております。

今回は水道管、下水道管の2管、そして北東方向に〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の2施設がございます。この基準を満たしているため第3種農地と判断しております。

なお、第3種農地の転用は原則許可となっております。

つづいて、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用についてや、申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、資料を添付させて支障がないと考えております。

次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員

先日前話を聞いてきました。今回申請者の1人が、〇〇〇〇さんとございますが、

この方は〇〇〇〇さんの次女で、〇〇〇〇さんは現在長女と住んでいます。今回の申請地について、前回の農業振興地域整備審議会では除外やむなしという判断になりまして、それに沿った申請になっています。案内図にて周りの農地もご両親の土地です。当該事業計画については、周辺の農地への影響は最小限に抑えられると思います。ご両親の今後のことを考えたときに、長女と次女が負担を分かち合うことができるように今回このような計画になりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので、許可相当とします。
議案第69号番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。
14ページをご覧ください。
番号3につきましては、
権利が使用貸借権の設定となっております。
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計2筆となっております。
所在につきましては、24ページ、25ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振地域となっております。
面積が上から200㎡、12㎡の計212㎡となっております。
貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が、〇〇〇〇、
〇〇〇〇・〇〇〇〇
申請事由が、住宅敷地(分家)となっております。
詳しい土地の選定理由ですが、現在の住まいは、部屋数も少なく、子供部屋を持たせることができません。今後の子どもの成長を考え、新しいマイホームを持ちたいとの考えにいたり、両親に相談したところ、母親の市街化調整区域にある農地を選定したとのことです。また両親の世話を見るのに一番適しているとの結論にいたり今回申請したとのことです。詳しい土地利用計画図につきましては、26ページをご覧ください。
続きまして、27ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。
こちら立地基準としては、2管2施設という基準があり、これを満たすため、第3種農地と判断しております。
今回は水道管、下水道管の2管、そして北東方向に〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の2施設がございます。この基準を満たしているため第3種農地と判断しております。

なお、第3種農地の転用は原則許可となっております。
つづいて、一般基準についてご説明いたします。
資力および信用についてや、申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、資料を添付させて支障がないと考えております。
次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 先日お話を伺ってきました。借人の1人である〇〇〇〇さんが〇〇〇〇の三女です。この土地につきましても、前回の農業振興地域整備審議会にて除外やむなしとなっております。今回は除外時の計画に基づいての提出になります。先ほどもお話ししましたが、周辺農地はご両親のものであり、周辺農地の影響は最小限だと思われまます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。
異議なしの声のでましたので、許可相当とします。
つづいて議案第70号番号1の説明に移るわけではありますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限によりまして、議案第70号番号1について〇〇〇〇委員が当事者となりますので、一時退席をお願いいたします。
それでは、議案第70号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、事務局より説明いたします。
議案第70号は相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件となっております。
こちらについて、相続税の納税猶予、以前は20年経過すると免除という形になっていましたので、その20年が経過するにあたり、税務署よりこちらの農業委員会に対して利用状況の確認をしてほしいと依頼があり、今回審議案件といたしました。
28ページをご覧ください。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計4筆となっております。
所在につきましては、29ページの案内図をご覧ください。

28ページに戻ります。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。
面積が上から12,521㎡、824㎡、2,820㎡、310㎡
の計16,475㎡となっております。
照会人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
納税猶予の証明日は平成15年7月10日となっております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

8番委員 先日現地を見てきたところ、水耕栽培をやっており何ら問題ないと思われま。審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 何か意見ございませんか。
異議なしの声のでましたので、決定とします。
議案第70号番号1について審議が終了しました。〇〇〇〇委員に席の方にお戻りいただきます。事務局より〇〇〇〇委員にお伝えください。
これよりは報告案件となりますが、報告第60号番号1について推進委員の〇〇〇〇委員が当事者になりますので、一時退席をお願ひいたします。
それでは、報告第60号番号1について、事務局より説明お願ひします。

事務局 事務局よりご報告いたします。
30ページをご覧ください。
報告第60号は、農地法第3条の3の規定による相続等による権利移転届出書受理の件となっております。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計3筆となっております。
所在につきましては、31ページから36ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となります。
面積が上から2,273㎡、3,056㎡、1,767㎡の計7,096㎡となっております。
被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、
あっせんの希望はなしで受理済みです。

会長

報告第60号番号1について事務局より報告が終了しました。〇〇〇〇委員に席の方にお戻りいただきます。事務局より〇〇〇〇委員にお伝えください。
それでは、報告第61号以降の報告について事務局より報告をお願いします。

事務局

37ページをご覧ください。

報告第61号番号1は、農地法第5条の規定による届出書受理の件となっております。

番号1につきまして、権利が所有権の移転となっております。

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計3筆となります。

所在につきましては、38ページから39ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目は畑であり、面積は上から2.60㎡、40㎡、63㎡の計105.60㎡となります。

現況地目につきましては、畑となっております。

譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、専用住宅用地として受理済みです。

なお、詳しい土地利用計画につきましては、40ページの土地利用計画図をご覧ください。

続いて報告第62号についてご報告いたします。

41ページをご覧ください。

報告第62号番号1は、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件となっております。

これは、耕作を行う者が、その事業のため、農機具置場・倉庫などの農業用施設を設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が2アール未満である場合は、届出を行うことで設置することができます。

また今回の報告案件は、申請者が〇〇〇〇で農地を購入する際に〇〇〇〇から申請者の三芳町の農地を適切に利用しているかの確認依頼があったことから、現地調査をしたところ今回の申請事由となる施設があったため指導をし、提出頂いた次第であります。それでは、議案の説明に入らせていただきます。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇の計1筆で、

面積は833㎡のうち8.40㎡となっております。

所在等につきましては、42ページから44ページまでの案内図、公図の写し、配置

事務局

図をご覧ください。

申請人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、農業用道路として受理済みです。

45ページをご覧ください。

報告第63号は、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件です。

法人が農地を所有し、又は借り受け、耕作の事業に供しているときは、毎年、事業の状況等について農業委員会に対して報告しなければならないこととなっております。

46ページをご覧ください。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計13筆となっております。

所在につきまして、48ページから57ページの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともにすべて畑となっており、農振農用地となっております。

面積が上から3,442㎡、3,193㎡、3,702㎡、

4,454㎡、2,723㎡、2,285㎡、2,866㎡、

2,866㎡、5,985㎡、5,015㎡、97㎡、1,225㎡、1,097㎡で、計38,950㎡となっております。

46ページにつきましては、

農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定による使用貸借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。

権利の始期と終期は令和元年7月1日から令和6年6月30日までの5年間となります。

一方、47ページにつきましては、

農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定の農地中間管理機構転貸方式での使用貸借になっております。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。

上から2筆に関する権利の始期と終期は令和2年11月1日から令和8年7月31日までの5年9か月となります。

後の3筆に関する権利の始期と終期は令和4年2月1日から令和10年1月31日までの6年となります。

なお、届出受理済でございます。

事務局

58 ページをご覧ください。

報告第 64 号は、農用地利用配分計画の認可の件となっております。

この案件は、令和4年4月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りをを行う件で審議をいただき、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。

番号1につきましては、

権利が賃借権の設定となっております。

所在につきましては、59ページから62ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇で

面積が上から1,014㎡、1,053㎡、1,059㎡で登記簿地目、現況地目ともに畑です。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和4年7月1日から令和10年6月30日までの6年間となります。

なお、公告日は令和4年6月29日となっております。

事務局からは以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。

最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和4年8月25日

議長 鈴木 浩

署名委員 武田 直章

署名委員 抜井 俊